

資料

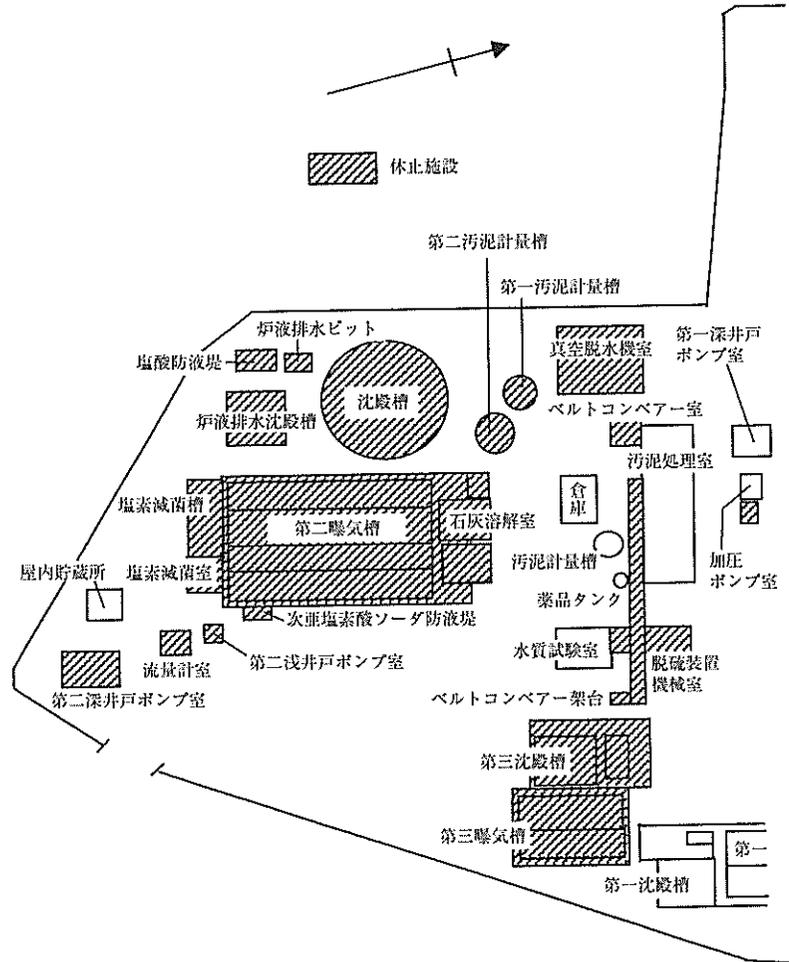
「組合の沿革」

昭和32年9月27日	立川市議会で組合設置に関する議案可決
昭和32年11月7日	昭島市議会で組合設置に関する議案可決
昭和32年12月26日	組合設立許可
昭和33年1月9日	組合規約が施行される 名称：立川・昭島衛生処理組合 事務所の位置：立川市役所内 初の組合議会が開会され、管理者に立川市長、議長に昭島市長を選出
昭和33年3月29日	し尿消化槽建設位置を昭島市郷地町に決定
昭和33年5月20日	し尿消化槽建設用地取得を組合議会で可決 し尿消化槽工事請負契約を組合議会で可決
昭和33年7月20日	起工式
昭和33年8月11日	多摩川放流許可
昭和34年2月28日	現第2、第4消化槽竣工（90キロリットル/日）
昭和34年4月22日	し尿処理場落成式挙行される
昭和34年6月10日	組合議会においてし尿処理場設置についての条例が可決され、名称を「立川・昭島衛生処理組合富士見処理場」とした
昭和34年6月10日	し尿消化槽火入れ式
昭和34年7月3日	操業開始
昭和35年8月	処理場し尿消化槽事故発生
昭和37年9月29日	現第1消化槽竣工（45キロリットル/日）
昭和40年3月31日	現第3消化槽竣工（60キロリットル/日）
昭和43年12月31日	現第5、第6消化槽竣工（70キロリットル/日）

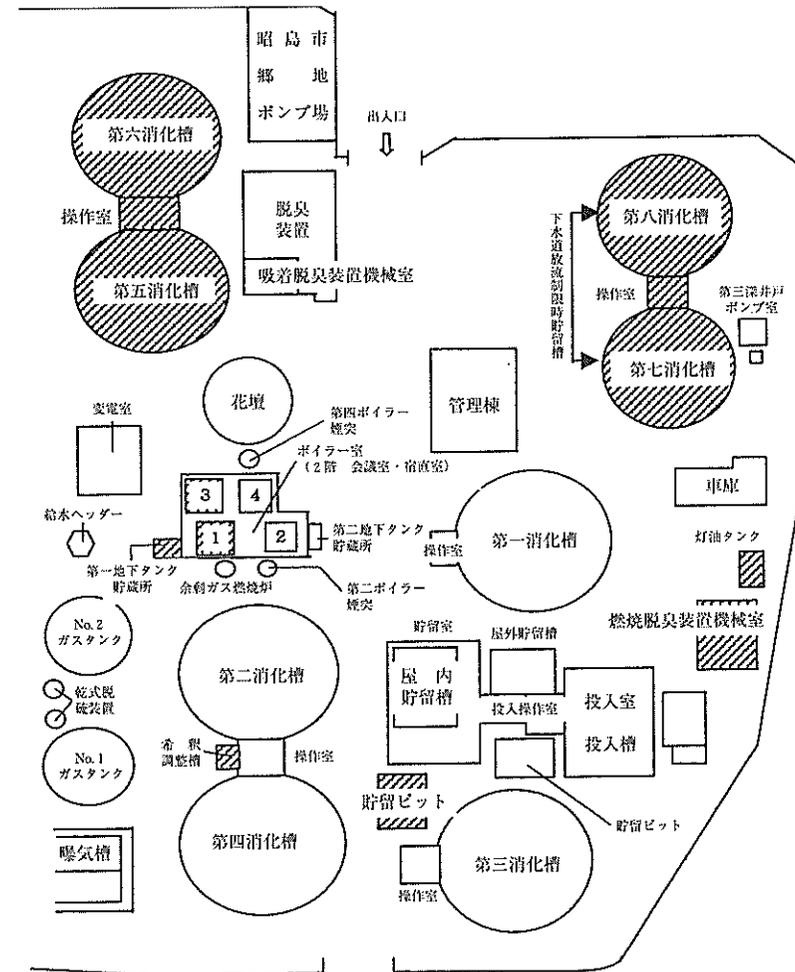
昭和44年4月10日	第1ガスタンク破損事故発生
昭和46年4月1日	名称を「立川・昭島衛生組合」に、事務所の位置を「昭島市郷地町」に変更
昭和48年3月30日	現第7、第8消化槽竣工（65キロリットル/日）
昭和59年4月	現第5、第6消化槽運転休止
昭和62年1月	現第7、第8消化槽運転休止。緊急時の貯留設備に変更
平成2年4月	し尿処理水を多摩川放流から公共下水道放流に切り替え
平成6年7月	現第1、第2消化槽を予備使用にし、運転停止
平成12年2月8日	組合解散について、立川市、昭島市、組合の三者事務レベルで検討する旨を組合議会全員協議会に報告
平成14年11月12日	三者により「立川・昭島衛生組合の解散に関する確認書」を締結 三者により解散協議会及び幹事会を設置し、解散問題を協議することに決定
平成15年1月29日	解散協議会において「解散問題中間報告」を取りまとめ
平成15年2月14日	「解散問題中間報告」を組合議会に報告
平成15年3月19日	「解散問題中間報告」を両市議会担当委員会に報告
平成15年12月26日	三者により「立川・昭島衛生組合の解散に伴う財産処分等に関する確認書」を締結
平成16年6月4日	立川市議会で組合解散及び財産処分についての議案を可決
平成16年6月15日	昭島市議会で組合解散及び財産処分についての議案を可決
平成16年6月24日	両市により「立川・昭島衛生組合の解散に関する協議書」及び「財産処分に関する協議書」を締結
平成17年3月31日	管理者と立川市長及び昭島市長との間で「事務引継」 解散に伴う「閉所式」

資料

「立川・昭島衛生

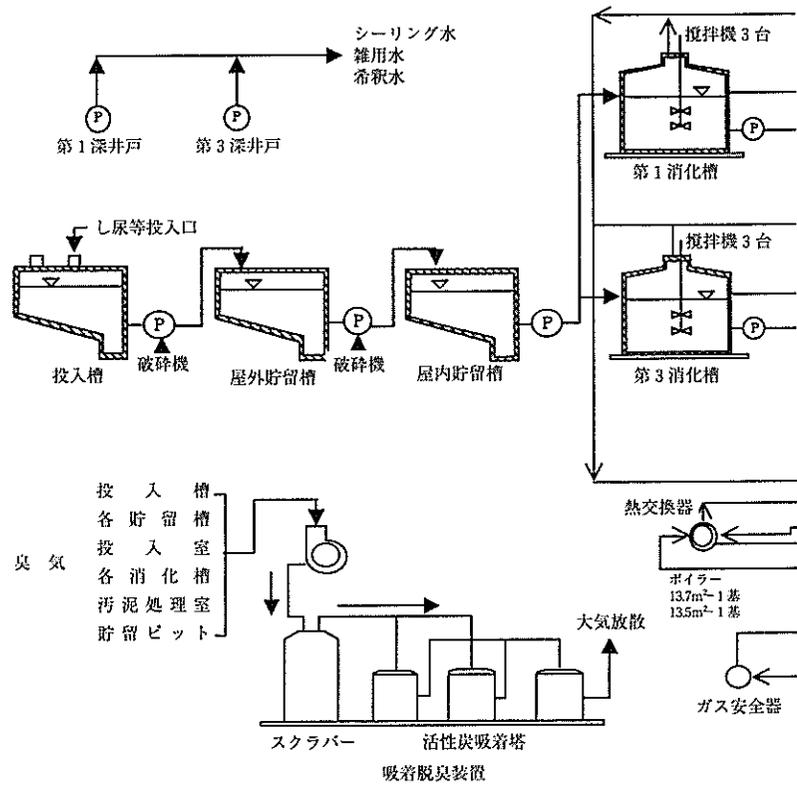


組合施設配置図」(解散時配置図)

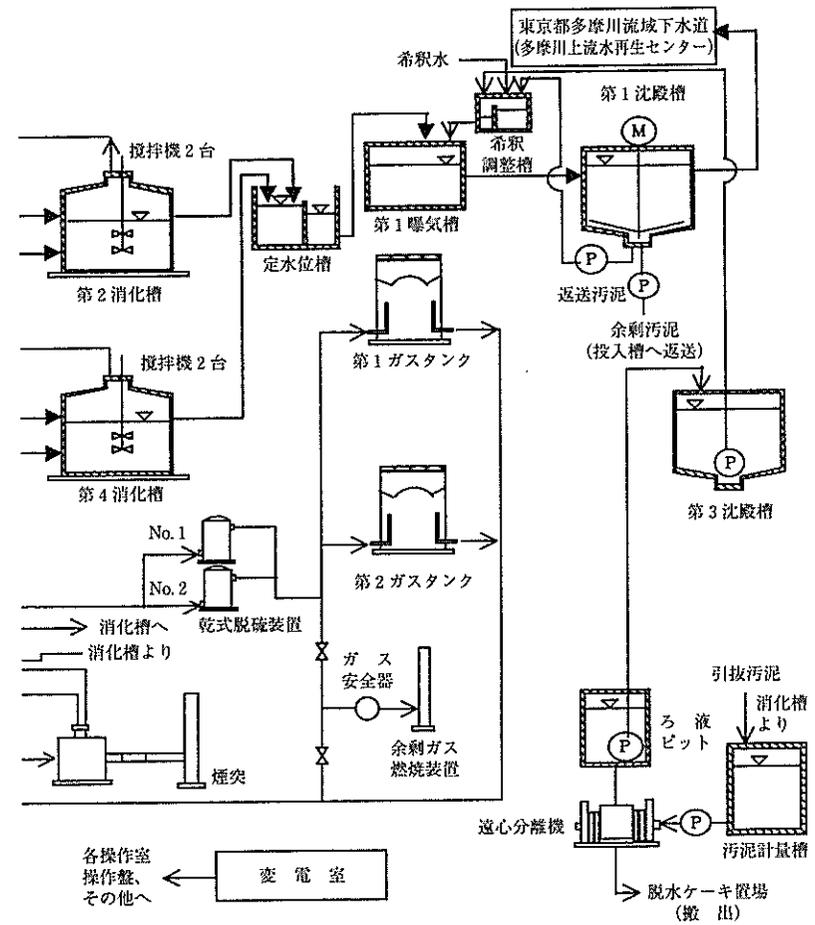


資料

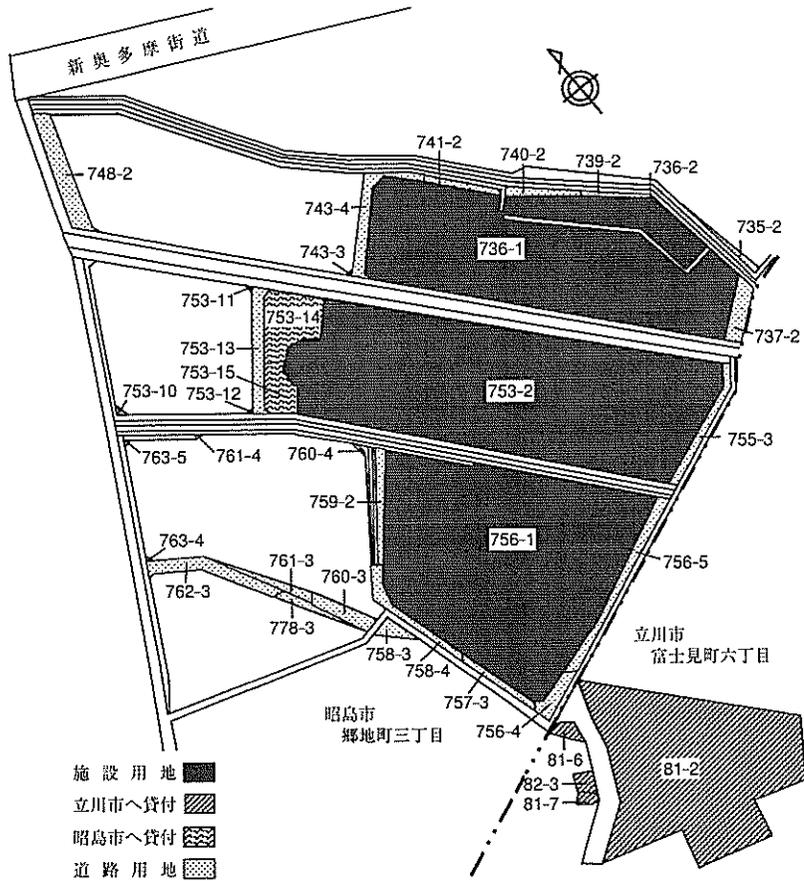
「立川・昭島衛生組



合フローシート



「組合所有地略図」



「土地一筆台帳一覧」

No	所在地	登記年月日	地目	地積 (m ²)		備考
				公簿	実測	
1	立川市富士見町 6-81-2	57. 7. 1	宅地	2,521.29	2,522.12	富士見第三公園
2	6-81-6	57. 6. 29	宅地	44.27	44.25	新生会倉庫用地
3	6-81-7	57. 6. 29	宅地	26.95	26.98	新生会公会堂用地
4	6-82-3	57. 7. 13	宅地	91.87	91.73	
5	昭島市郷地町 3-735-2	45. 3. 9	畑	79.00	79.00	道路用地
6	3-736-1	51.11. 8	宅地	3,557.22	3,956.47	組合施設用地
7	3-736-2	51. 9. 3	公衆用道路	6.71	6.71	道路用地
8	3-737-2	51. 9. 6	公衆用道路	83.00	83.00	道路用地
9	3-739-2	51. 9. 6	公衆用道路	29.00	29.00	道路用地
10	3-740-2	51. 9. 6	公衆用道路	35.00	35.00	道路用地
11	3-741-2	51. 9. 6	公衆用道路	22.00	22.00	道路用地
12	3-743-3	45. 6. 17	畑	1.00	1.00	道路用地
13	3-743-4	51. 9. 6	公衆用道路	163.00	163.00	道路用地
14	3-748-2	40. 6. 7	公衆用道路	218.00	218.00	道路用地
15	3-753-2	57. 7. 30	宅地	4,675.12	4,942.43	組合施設用地
16	3-753-10	45. 4. 15	畑	1.80	1.80	道路用地
17	3-753-11	45. 4. 15	畑	0.90	0.90	道路用地
18	3-753-12	45. 4. 15	畑	0.90	0.90	道路用地
19	3-753-13	51. 9. 6	公衆用道路	148.00	148.00	道路用地
20	3-753-14	57. 7. 30	宅地	269.96	270.90	郷地ポンプ場用地
21	3-753-15	57. 7. 30	宅地	125.76	125.74	玉川自治会公会堂用地
22	3-755-3	51. 9. 6	公衆用道路	99.00	99.00	道路用地
23	3-756-1	51.11. 8	宅地	3,912.81	3,798.89	組合施設用地
24	3-756-4	51. 9. 6	公衆用道路	66.00	66.00	道路用地
25	3-756-5	51. 9. 6	公衆用道路	120.00	120.00	道路用地
26	3-757-3	51. 9. 6	公衆用道路	79.00	79.00	道路用地
27	3-758-3	44. 7. 23	宅地	59.09	59.09	道路用地
28	3-758-4	51. 9. 6	公衆用道路	121.00	121.00	道路用地
29	3-759-2	51. 9. 6	公衆用道路	64.00	64.00	道路用地
30	3-760-3	44. 7. 23	宅地	50.82	50.82	道路用地
31	3-760-4	45. 4. 15	畑	1.80	1.80	道路用地
32	3-761-3	44. 7. 23	宅地	48.41	48.41	道路用地
33	3-761-4	45. 4. 15	畑	1.89	1.89	道路用地
34	3-762-3	44. 7. 23	畑	148.00	148.00	道路用地
35	3-763-4	44.12.12	畑	2.01	2.01	道路用地
36	3-763-5	45. 4. 15	畑	0.49	0.49	道路用地
37	3-778-3	44. 7. 23	畑	31.00	31.00	道路用地
合 計				16,906.07	17,460.33	

※道路用地は公簿地積

利用区分	筆数	地積 (m ²)		備考
		公簿	実測	
組合施設用地	3	12,145.15	12,697.79	
昭島市へ貸付	2	395.72	396.64	
郷地ポンプ場用地	1	269.96	270.90	昭島市内に所在
玉川自治会公会堂用地	1	125.76	125.74	昭島市に帰属
道路用地	28	1,680.82	※1,680.82	
小 計	33	14,221.69	14,775.25	
立川市へ貸付	4	2,684.38	2,685.08	
富士見第三公園用地	1	2,521.29	2,522.12	立川市内に所在
新生会倉庫用地	1	44.27	44.25	立川市に帰属
新生会公会堂用地	2	118.82	118.71	
合 計	37	16,906.07	17,460.33	

資料

「決算状況

年度	分担金及び 負担金	国庫支出金	都支出金	使用料及び 手数料	組合債
S 32	5,306,200				
33	14,046,086	11,250,000	11,250,000		18,000,000
34	20,945,987	9,793,000	9,793,000	994,530	15,000,000
35	8,661,378			1,636,956	
36	17,062,818	3,122,500	3,122,500	2,067,850	5,000,000
37	17,211,938	8,326,000	8,326,000	873,953	7,000,000
38	26,008,226			1,123,300	
39	27,923,000	22,708,000	22,708,000	1,308,150	32,000,000
40	33,474,000			1,994,000	
41	32,330,000			1,822,700	
42	79,887,000	7,000,000	10,500,000		13,000,000
43	110,381,000	23,300,000	24,500,000		33,000,000
44	77,534,000				
45	121,711,000				40,000,000
46	110,546,000	8,000,000	11,700,000		27,000,000
47	161,652,000	37,350,000	28,800,000		45,000,000
48	169,148,000		5,040,000		
49	255,027,000		19,443,000	126,000	
50	279,733,000		60,213,000	216,000	45,000,000
51	253,342,000		1,101,000	216,000	
52	265,755,000		1,025,000	216,000	
53	279,019,000		2,967,000	240,000	
54	288,661,000		272,000	240,000	
55	354,695,000				
56	316,570,000				

(歳入)」

(単位：円)

財産収入	繰入金	繰越金	諸収入	合計
				5,306,200
		4,712,264		59,258,350
		919,327	87,047	57,532,891
		980,036		11,278,370
		1,393,598	84,178	31,853,444
		3,418,410	29,658	45,185,959
		967,220	72,431	28,171,177
		3,357,789	36,931	110,041,870
		3,464,416	90,981	39,023,397
		1,344,314	50,755	35,547,769
		1,977,481	155,583	112,520,064
		13,092,398	643,245	204,916,643
		5,565,452	485,868	83,585,320
		510,333	443,851	162,665,184
		3,006,055	405,244	160,657,299
		7,193,492	569,779	280,565,271
		19,227,139	854,474	194,269,613
		7,532,143	1,185,048	283,313,191
		9,171,853	2,646,579	396,980,432
		13,036,479	2,196,267	269,891,746
41,813,007		11,703,669	1,897,395	322,410,071
1,656		57,407,350	3,370,327	343,005,333
1,965,745		26,531,716	2,176,204	319,846,665
138,106		10,025,175	3,622,766	368,481,047
3,448,881		37,768,354	3,954,875	361,742,110

57	340,804,000				
58	317,780,000				
59	299,435,000				
60	305,000,000				
61	256,895,000				
62	226,257,000				
63	225,852,000				
H元	230,045,000				
2	245,550,000				
3	239,023,000		2,872,000		
4	282,000,000				
5	266,000,000				
6	286,575,000				
7	232,131,000				
8	270,535,000	24,368,000	634,000		23,100,000
9	271,464,000				
10	246,855,000				
11	252,021,000				
12	248,101,000				
13	231,734,000			6,000	
14	219,944,000			6,000	
15	192,478,000			4,500	
16	135,027,439			4,500	
合計	9,148,137,072	155,217,500	224,266,500	13,096,439	303,100,000

6,114,295		17,108,141	2,507,614	366,534,050
5,158,339		11,266,206	2,915,742	337,120,287
4,886,671	56,000,000	25,452,581	3,299,073	389,073,325
1,900,387		10,567,825	3,574,873	321,043,085
1,544,970		20,940,540	2,759,322	282,139,832
1,316,366		36,153,050	2,719,207	266,445,623
1,436,851		12,984,764	2,518,825	242,792,440
1,822,792	4,300,000	16,304,973	3,156,278	255,629,043
2,198,008		12,912,818	4,814,040	265,474,866
2,027,632		23,137,914	3,777,971	270,838,517
1,258,084	20,914,000	21,895,160	1,860,361	327,927,605
452,000		18,091,392	1,419,214	285,962,606
602,969	10,000,000	15,648,303	1,445,214	314,271,486
195,826	11,067,453	16,419,761	484,641	260,298,681
115,009		18,550,993	361,686	337,664,688
135,007	12,500,000	18,381,176	271,554	302,751,737
117,933		16,673,768	235,866	263,882,567
52,224	15,000,000	17,862,218	64,787	285,000,229
77,408	3,000,000	11,843,333	140,466	263,162,207
19,722	13,167,000	4,995,498	42,001	249,964,221
1,169		8,851,654	48,901	228,851,724
407	14,371,000	3,728,823	92,709	210,675,439
36	25,891,271	5,435,233	107,084	166,465,563
78,801,500	186,210,724	609,512,587	63,676,915	10,782,019,237

資料

「決算状況

年度	議会費	事務所費	建設費	処 理 場	
				一般管理費	処 理 場 費
S 32	187,658	402,403			
33	447,785	713,029	56,870,343		
34	519,465	1,037,439	48,992,000		3,967,929
35	700,938	913,154			5,267,322
36	290,260	544,454			24,596,962
37	489,475	1,096,932			39,374,002
38	530,568	769,540			19,809,108
39	323,500			9,564,569	92,563,881
40	451,060			11,924,608	19,603,547
41	311,900			13,843,118	12,332,682
42	370,896			17,950,408	74,022,234
43	343,670			21,946,355	169,340,236
44	562,695			26,833,485	45,343,490
45	474,000			36,269,002	110,779,507
46	498,443			54,450,118	82,730,390
47	818,260			68,367,407	172,646,982
48	873,650			86,581,616	65,232,184
49	1,028,780			118,401,758	133,496,730
50	1,060,630			120,635,153	240,100,393
51	898,925			141,506,125	89,867,468
52	810,400			140,278,845	97,464,005
53	1,408,200			195,212,218	94,579,975
54	1,628,170			173,000,026	109,362,466
55	1,702,230			179,953,079	123,226,556
56	1,672,120			186,451,125	130,679,896

「歳出」

(単位：円)

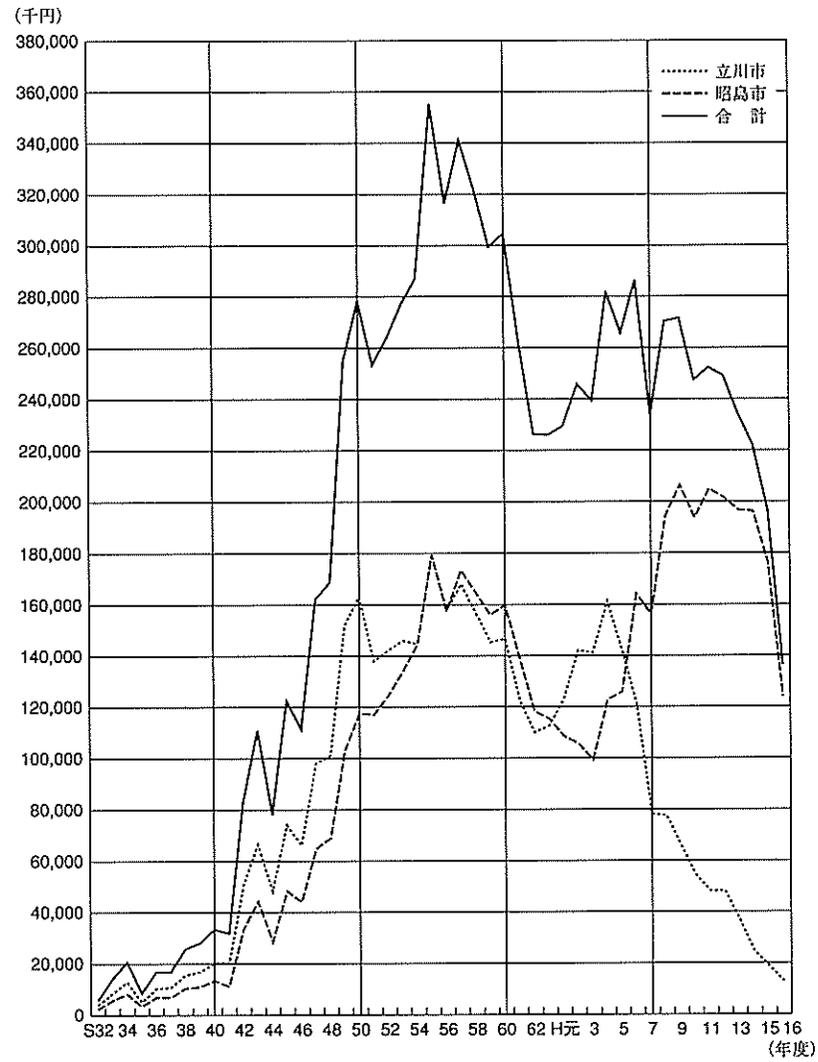
費	公債費	予備費	合 計
小 計			
	3,875		593,936
	307,866		58,339,023
3,967,929	2,036,022		56,552,855
5,267,322	3,003,358		9,884,772
24,596,962	3,003,358		28,435,034
39,374,002	3,258,330		44,218,739
19,809,108	3,704,172		24,813,388
102,128,450	4,125,504		106,577,454
31,528,155	5,699,868		37,679,083
26,175,800	7,082,588		33,570,288
91,972,642	7,084,128		99,427,666
191,286,591	7,720,930		199,351,191
72,176,975	10,335,317		83,074,987
147,048,509	12,136,620		159,659,129
137,180,508	15,784,856		153,463,807
241,014,389	19,505,483		261,338,132
151,813,800	34,050,020		186,737,470
251,898,488	21,214,070		274,141,338
360,735,546	22,147,777		383,943,953
231,373,593	25,915,559		258,188,077
237,742,850	26,449,471		265,002,721
289,792,193	25,273,224		316,473,617
282,362,492	25,830,828		309,821,490
303,179,635	25,830,828		330,712,693
317,131,021	25,830,828		344,633,969

57	2,593,000			199,280,674	128,038,626
58	2,529,400			166,755,486	119,102,452
59	2,510,640			241,340,215	114,999,995
60	2,577,400			185,423,557	95,404,022
61	2,387,910			149,344,307	81,771,537
62	1,861,300			177,164,456	66,739,644
63	1,535,000			157,026,972	62,172,793
H元	1,993,120			163,423,814	71,546,589
2	2,272,000			162,688,758	71,623,492
3	2,652,435			142,469,644	103,821,278
4	2,299,000			192,537,119	115,000,094
5	2,691,600			178,497,926	89,124,777
6	2,243,200			208,972,353	86,636,172
7	2,607,090			121,493,601	117,646,997
8	2,205,320			118,873,786	198,204,406
9	2,523,670			114,637,970	168,336,203
10	2,231,950			125,303,887	117,860,812
11	2,400,650			155,462,426	112,063,880
12	2,262,400			108,659,728	144,014,641
13	2,497,815			120,586,820	114,797,992
14	2,006,600			86,626,539	133,259,822
15	1,929,000			108,653,107	91,428,159
16	1,980,000			73,980,591	81,027,423
合計	71,194,178	5,476,951	105,862,343	5,062,372,751	4,441,009,751

327,319,300	25,355,544			355,267,844
285,857,938	23,280,368			311,667,706
356,340,210	19,654,650			378,505,500
280,827,579	16,697,566			300,102,545
231,115,844	12,483,028			245,986,782
243,904,100	7,695,459			253,460,859
219,199,765	5,752,702			226,487,467
234,970,403	5,752,702			242,716,225
234,312,250	5,752,702			242,336,952
246,290,922	0			248,943,357
307,537,213	0			309,836,213
267,622,703	0			270,314,303
295,608,525	0			297,851,725
239,140,598	0			241,747,688
317,078,192	0			319,283,512
282,974,173	580,126			286,077,969
243,164,699	623,700			246,020,349
267,526,306	3,229,940			273,156,896
252,674,369	3,229,940			258,166,709
235,384,812	3,229,940			241,112,567
219,886,361	3,229,940			225,122,901
200,081,266	3,229,940			205,240,206
155,008,014	9,477,549			166,465,563
9,503,382,502	486,590,676			10,172,506,650

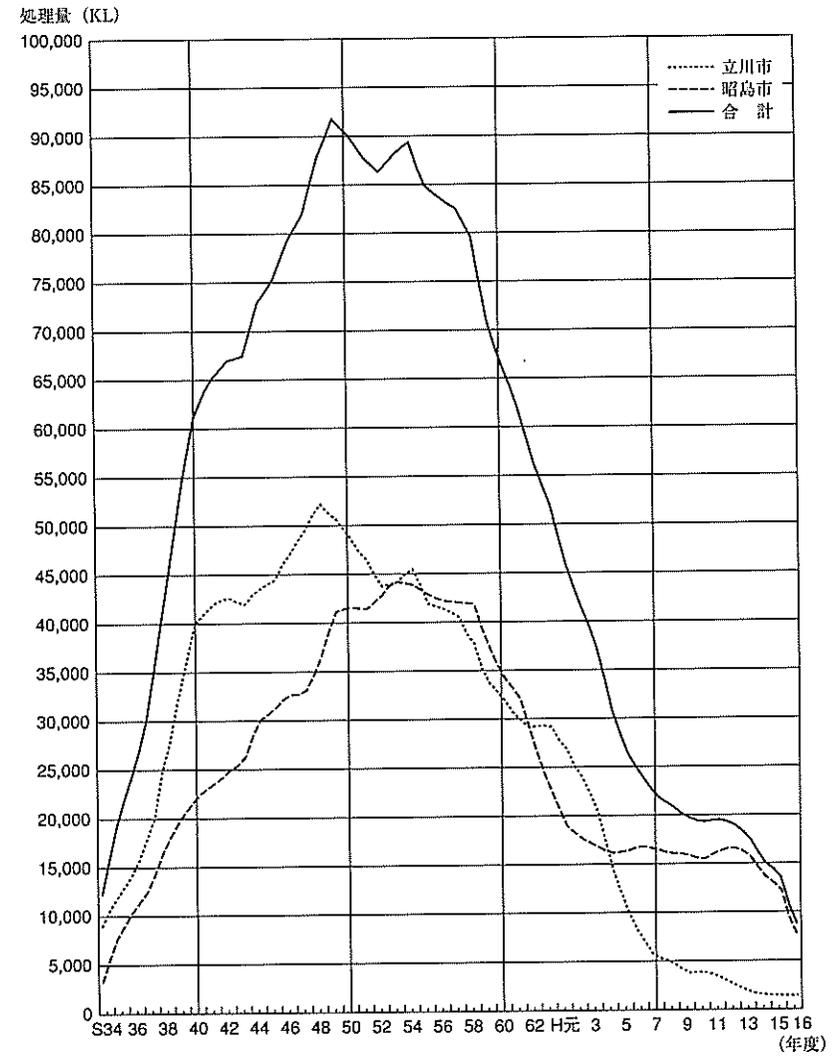
資料

「負担金の推移」



資料

「し尿処理量の推移」



資料

立川・昭島衛生組合の解散に関する確認書

立川市（以下「甲」という。）、昭島市（以下「乙」という。）及び立川・昭島衛生組合（以下「丙」という。）は、丙の解散について次のとおり確認する。

（解散の時期）

第1条 甲、乙及び丙は、丙によるし尿等の処理を平成17年度から甲、乙それぞれの行政区域における甲、乙それぞれの単独処理に変更するため、丙について平成16年度末をもって解散することを目途とする。

（解散協議会）

第2条 丙の解散に伴う財産処分その他の課題事項についてその解決の方向性を協議するため解散協議会を置く。

2 解散協議会は、甲、乙の助役その他職員及び丙の職員をもって組織する。

（幹事会）

第3条 解散協議会の下に、同会の協議の効率的な運営を図るため幹事会を置く。

2 幹事会は、甲の環境下水道部職員、乙の都市整備部職員及び丙の職員をもって組織する。

（疑義の決定等）

第4条 この確認書に定めのない事項及びこの確認書について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この確認書の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

平成14年11月12日

立川市錦町三丁目2番26号

甲 立川市

代表者 立川市長 青木 久

昭島市田中町一丁目17番1号

乙 昭島市

代表者 昭島市長 北川 穰 一

昭島市郷地町三丁目3番1号

丙 立川・昭島衛生組合

管理者 青木 久

資料

立川・昭島衛生組合の解散に伴う
財産処分等に関する確認書

立川市（以下「甲」という。）と昭島市（以下「乙」という。）及び立川・昭島衛生組合（以下「丙」という。）は、丙の解散に伴う課題事項の解決について次のとおり確認する。

（組合固有職員の身分移管）

第1条 丙の職員3名及び再雇用嘱託職員2名（以下「職員等」という。）については乙へ身分を移管するものとする。

2 前項に定める職員等の身分を移管する日は平成17年4月1日とする。

（財産及び評価額）

第2条 甲及び乙それぞれに帰属する財産及びその評価額は別紙の

「1 財産の帰属先及びその評価額」のとおりとする。

(債務等)

第3条 乙が将来にわたり負担する債務等及びその金額は別紙の

「2 将来にわたる昭島市の債務等」のとおりとする。

(貢献度費用)

第4条 第2条に定める甲及び乙それぞれに帰属する財産の不均衡是正については、前条に定める債務等により相殺し、残額については、その全額を長年にわたる乙の貢献度費用に充てるものとする。

(清算事務)

第5条 平成16年度に発生する丙の債務のうち、丙の解散後に請求されることとなる債務については、乙がこれを承継の上支払うものとする。

2 前項により乙が支払うこととなる債務については、その相当額をあらかじめ丙が負担するものとする。

(事務の承継)

第6条 丙解散後の事務の承継は乙とする。

2 前項により乙が承継する事務については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 平成16年度決算事務
- (2) 組合史作成事務
- (3) その他丙の解散に伴う一切の事務

3 前項に定める事務に要する費用の負担は第3条によるものとする。

(端数処理)

第7条 甲及び乙は、丙の解散に伴う協定書等に掲載する財産評価

額及び債務等の金額に1万円未満の端数があるときはこれを切捨てるものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に関し疑義が生じたときは、甲・乙及び丙が協議して定めるものとする。

この確認書の成立を証するため、本書3通を作成し、甲・乙及び丙が記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成15年12月26日

立川市錦町三丁目2番26号

甲 立川市

代表者 立川市長 青木 久

昭島市田中町一丁目17番1号

乙 昭島市

代表者 昭島市長 北川 穰 一

昭島市郷地町三丁目3番1号

丙 立川・昭島衛生組合

管理者 青木 久

別紙

1 財産の帰属先及びその評価額

(1) 立川市に帰属する財産及び評価額

① 土地

名称	所在地	地 積		評価額 (円)
		公簿 (m ²)	実測 (m ²)	
富士見第三公園用地	立川市富士見町六丁目81-2	2,521.29	2,522.12	254,000,000
親生会倉庫用地	立川市富士見町六丁目81-6	44.27	44.25	5,710,000
親生会公会堂用地	立川市富士見町六丁目81-7 他1筆	118.82	118.71	20,400,000
合 計		2,684.38	2,685.08	280,110,000

(2) 昭島市に帰属する財産及び評価額

① 土地

名称	所在地	地 積		評価額 (円)
		公簿 (m ²)	実測 (m ²)	
組合施設用地	昭島市郷地町三丁目736-1 他2筆	12,145.15	12,697.79	1,010,000,000
郷地ポンプ場用地	昭島市郷地町三丁目753-14	269.96	270.90	
玉川自治会公会堂用地	昭島市郷地町三丁目753-15	125.76	125.74	
道路用地	昭島市郷地町三丁目736-2 他27筆	1,680.82	※1,680.82	—
合 計		14,221.69	14,775.25	1,010,000,000

※道路用地については公簿地積を採用

② 建物・構築物等

評価額66,480,000円

③ 備品等

評価対象除外

2 将来にわたる昭島市の債務等

No	項 目	金額 (円)	内 訳
①	職員の身分移管に伴う退職手当相当額	86,900,000	職員3名分
②	建物及び施設等解体・撤去に要する費用	251,330,000	施設全体を一括で撤去
③	消化槽内等残留物撤去処理費用	98,730,000	施設解体前の処理費用
④	解散後の事務承継に要する費用	15,000,000	決算事務・組合史作成事務
⑤	土壌調査に要する費用	6,540,000	東京都「環境確保条例」
合 計		458,500,000	

資料

立川・昭島衛生組合の解散に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、平成17年3月31日をもって、立川・昭島衛生組合を解散するものとする。

平成16年6月24日

立川市長 青 木 久

昭島市長 北 川 穰 一

資料

財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、立川・昭島衛生組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

ただし、建物・構築物等の国庫補助に係るものの帰属については、環境大臣の財産処分の承認を経て行うものとする。

1 立川市に帰属する財産

(1) 土地

名 称	所 在 地	地 積	
		公簿 (m ²)	実測 (m ²)
富士見第三公園用地	立川市富士見町6丁目81番2	2,521.29	2,522.12
親生会倉庫用地	立川市富士見町6丁目81番6	44.27	44.25
親生会公会堂用地	立川市富士見町6丁目81番7他1筆	118.82	118.71
合 計		2,684.38	2,685.08

2 昭島市に帰属する財産

(1) 土地

名 称	所 在 地	地 積	
		公簿 (m ²)	実測 (m ²)
組合施設用地	昭島市郷地町3丁目736番1他2筆	12,145.15	12,697.79
郷地ポンプ場用地	昭島市郷地町3丁目753番14	269.96	270.90
玉川自治会公会堂用地	昭島市郷地町3丁目753番15	125.76	125.74

道路用地	昭島市郷地町3丁目736番2他27筆	1,680.82	※1,680.82
合 計		14,221.69	14,775.25

※道路用地については公簿地積を採用

(2) 建物・構築物等

名 称	所 在 地	面 積 (m ²)
管理棟	昭島市郷地町3丁目736番1他2筆	202.30
会議室		79.52
ボイラー室		181.02
汚泥処理室		110.00
第一から第八消化槽		2,029.56
第一・第二・第三曝気槽		1,066.92
第一・第二ガスタンク		138.78
その他建物・構築物等		一式

(3) 備品等

車両、立木及び事務用備品一式

平成16年6月24日

立川市長 青 木 久

昭島市長 北 川 穰 一

資料

立川・昭島衛生組合解散に伴う協定書

立川市（以下「甲」という。）と昭島市（以下「乙」という。）は、地方自治法第288条の規定による「立川・昭島衛生組合の解散に関する協議書」及び地方自治法第289条の規定による「財産処分に関する協議書」に基づき、立川・昭島衛生組合（以下「丙」という。）の解散及び財産処分について協議が成立したので、次のとおり協定を締結する。

（財産の帰属及び評価額）

第1条 甲及び乙に帰属する財産及びその評価額については、「別紙1」のとおりとする。

（債務及び貢献度費用）

第2条 前条により甲及び乙に帰属することとなる丙所有の財産処分上の不均衡是正については、「別紙2」に掲載する費用をもって乙の将来にわたる債務とする。

2 前項による債務により甲及び乙に帰属する財産処分上の不均衡是正を図り、なお余りがあるため、この全額を長年にわたる乙の貢献度費用に充てるものとし、これを「別紙2」に掲載する。

（事務の承継及び費用負担）

第3条 丙解散後の事務の承継は乙とする。ただし、決算については甲がその責務においてこれを調製し、それに係る事務については乙がこれを行うものとする。

2 事務の承継によって生じることとなる事務費用については、第2条第1項に定める債務をもってこれに充てるものとする。

（解散に伴う金銭負担）

第4条 甲及び乙は丙の解散時及び解散後についても相互に金銭負担の発生は生じないものとする。

（疑義等の決定）

第5条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成16年9月7日

立川市錦町三丁目2番26号

甲 立川市

代表者 立川市長 青木 久

昭島市田中町一丁目17番1号

乙 昭島市

代表者 昭島市長 北川 穰 一

別紙 1

財産の帰属先及びその評価額

1 立川市に帰属する財産及び評価額

(1) 土地

名 称	所 在 地	地 積		評価額 (円)
		公簿 (m ²)	実測 (m ²)	
富士見第三公園用地	立川市富士見町 6丁目81番2	2,521.29	2,522.12	254,000,000
親生会倉庫用地	立川市富士見町 6丁目81番6	44.27	44.25	5,710,000
親生会公会堂用地	立川市富士見町 6丁目81番7他 1筆	118.82	118.71	20,400,000
合 計		2,684.38	2,685.08	280,110,000

2 昭島市に帰属する財産及び評価額

(1) 土地

名 称	所 在 地	地 積		評価額 (円)
		公簿 (m ²)	実測 (m ²)	
組合施設用地	昭島市郷地町3 丁目736番1他 2筆	12,145.15	12,697.79	1,010,000,000
郷地ポンプ場用地	昭島市郷地町3 丁目753番14	269.96	270.90	
玉川自治会公会堂用地	昭島市郷地町3 丁目753番15	125.76	125.74	
道路用地	昭島市郷地町3 丁目736番2他 27筆	1,680.82	※1,680.82	—
合 計		14,221.69	14,775.25	1,010,000,000

※道路用地については公簿地積を採用

(2) 建物・構築物等

資料1「建物・構築物等財産一覧表」のとおり

…評価額66,480,000円

(3) 備品等

資料2「備品等一覧表」のとおり…評価対象除外

資料1

建物・構築物

1 昭島市継続使用分

名称	構造	面積 (m ²)	取得価格 (円)
管理棟	鉄筋コンクリート造 2階建	202.30	10,500,000
会議室	鉄筋コンクリート造 2階建	79.52	3,600,000
ボイラー室	鉄筋コンクリート造 2階建	181.02	1,244,000 (増築)
投入室	鉄筋コンクリート造 1階建	149.35	2,056,400
貯留室	鉄筋コンクリート造	127.98	2,295,000
投入操作室	鉄筋コンクリート造	37.25	
第一地下 破砕機室	鉄筋コンクリート造	10.40	
第二第三地下 破砕機室	鉄筋コンクリート造	21.27	
地下ポンプ室	鉄筋コンクリート造	16.80	
車庫	木造1階建	36.30	548,000
汚泥処理室	鉄筋コンクリート造	110.00	959,849
			6,320,000
変電室	鉄筋コンクリート造	88.00	2,124,917
第一深井戸 ポンプ室	鉄筋コンクリート造	14.14	6,000,000 (深井戸ポンプ工事含む)
倉庫	鉄筋コンクリート造	22.56	1,020,000
宿直室	木造	28.90	6,489,000
屋内貯蔵所	コンクリート ブロック造	10.18	570,000

等財産一覧表

建築年	耐用年数	未償却率 (%)	残存価格 (円)	備考
S45	50	0.209	2,194,500	事務所
S33	38	0.100	360,000	2階部分
S33	38	0.100	124,400	1階部分・S39増築
S43	38	0.113	232,373	
S33	38	0.100	229,500	
S40	38	0.100		投入槽増設付帯工事
S40	38	0.100		投入槽増設付帯工事
S40	38	0.100		投入槽増設付帯工事
S40	38	0.100		投入槽増設付帯工事
S35	17	0.100	54,800	
S37	38	0.000	0	改造したことにより0とする。
S40増	38	0.000	0	
S51改	38	0.183	1,156,560	改造・新設60m ²
S42	38	0.106	225,241	
S38	38	0.100	600,000	
S44	38	0.120	122,400	
H8	22	0.433	2,809,737	
S49	34	0.131	74,670	

第三深井戸 ポンプ室	コンクリート ブロック造	7.84	300,000
			6,850,000
加圧ポンプ室	鉄筋コンクリート造	7.31	
吸着脱臭装置 機械室	重量鉄骨・軽量コン クリート造	34.16	2,082,886
第一消化槽 操作室	鉄筋コンクリート造	14.79	
第二第四 消化槽操作室	鉄筋コンクリート造	10.78	
第三消化槽 操作室	鉄筋コンクリート造	19.50	
第七第八 消化槽操作室	鉄筋コンクリート造	28.91	
水質試験室	鉄筋コンクリート造	30.25	933,062
第一消化槽	鉄筋コンクリート造	317.30	8,822,815
第二消化槽	鉄筋コンクリート造	323.65	17,946,833
第三消化槽	鉄筋コンクリート造	320.47	10,004,887
第四消化槽	鉄筋コンクリート造	317.30	15,277,146
第七消化槽	鉄筋コンクリート造	174.36	18,693,506
第八消化槽	鉄筋コンクリート造	174.36	
汚泥計量槽 (遠心分離機)	鉄筋コンクリート造	11.34	
第一曝気槽	鉄筋コンクリート造	233.86	3,551,000 (第一沈殿槽含む)
第三曝気槽	鉄筋コンクリート造	228.90	5,548,708 (第三沈殿槽含む)
第一ガスタンク	鉄骨・鉄板造	69.39	4,800,000
第二ガスタンク	鉄骨・鉄板造	69.39	49,852,000
第二地下 タンク貯蔵所	鉄筋コンクリート造 (外)・鉄板造(内)	11.25	

S49	34	0.131	39,300	
S44	15	0.100	685,000	深井戸ポンプ工事
S48	38	0.153		第7.第8消化槽付帯工事
S51	38	0.183	381,168	
S37	38	0.100		第1消化槽付帯工事 H6休止
S34	38	0.100		第2.第4消化槽付帯工事
S40	38	0.100		第3消化槽付帯工事
S48	38	0.153		第7.第8消化槽付帯工事 S62休止
S43	38	0.113	105,436	
S37	38	0.100	882,281	H6休止
S34	38	0.100	1,794,683	H6休止
S40	38	0.100	1,000,488	
S34	38	0.100	1,527,714	
S48	38	0.153	2,860,106	S62休止
S48				S62休止
S37	38	0.100		第1消化槽付帯工事
S40	38	0.100	355,100	
S48	38	0.153	848,952	S60休止・沈殿槽はろ液中継 槽として使用
S43	31	0.100	480,000	
H8	31	0.552	27,518,304	
S40	38	0.100		第3消化槽付帯工事

投入槽	鉄筋コンクリート造	188.00	3,579,959 4,963,024
屋内貯留槽	鉄筋コンクリート造	36.99	
屋外貯留槽	鉄筋コンクリート造	33.00	347,090
第二ボイラー 煙突	鉄筋コンクリート造	1.46	277,819
第四ボイラー 煙突	金属造	0.71	8,836,800
余剰ガス燃焼炉	鉄板造	2.67	2,495,000
乾式脱硫装置	金属造	4.00	19,740,000
貯留ピット	鉄筋コンクリート造	21.15	5,100,000
合 計		3,829.06	

※ 定率法未償却残額表により算出

2 昭島市不使用分

名 称	構 造	面積 (m ²)	取得価格 (円)
ベルト コンベアー室	コンクリート ブロック造	12.00	1,044,000
第二深井戸 ポンプ室	鉄筋コンクリート造	18.45	6,116,000 (深井戸ポンプ工事含む)
第一浅井戸 ポンプ室	鉄筋コンクリート造	3.50	
第二浅井戸 ポンプ室	鉄筋コンクリート造	5.48	183,641
流量計室	コンクリート ブロック造	7.08	6,035,000 (計器類含む)
燃焼脱臭装置 機 械 室	重量鉄骨・ 軽量コンクリート造	40.00	2,438,976
第五第六消化 槽 操 作 室	鉄筋コンクリート造	28.91	

S40	38	0.100	357,995	増築
S43	38	0.113	560,821	
S43	38	0.113		投入槽付帯工事
S37	38	0.100	34,709	
S39	38	0.100	27,781	
H10	31	0.640	5,655,552	
S45	31	0.100	249,500	
H9	31	0.595	11,745,300	
S55	38	0.234	1,193,400	
			66,487,771	

建築年	耐 用 年 数	未償却率 (%)	残存価格 (円)	備 考
S51	34	0.150	156,600	H2休止
S40	38	0.100	611,600	
S48	38	0.153		第7.第8消化槽付帯工事
S37	38	0.100	18,364	
S50	34	0.140	844,900	H2休止
S51	38	0.183	446,332	H1休止
S43	38	0.113		第5.第6消化槽付帯工事 S59休止

貯留ピット室	鉄筋コンクリート造	23.22	5,400,000 (焼却炉・煙突含む)
真空脱水機室	鉄筋コンクリート造	72.00	2,860,733
塩素滅菌室	鉄筋コンクリート造	25.80	491,667
脱硫装置機械室	鉄筋コンクリート造	32.90	1,014,801
石灰溶解室	鉄筋コンクリート造	36.85	3,189,960
第五消化槽	鉄筋コンクリート造	201.06	8,801,959
第六消化槽	鉄筋コンクリート造	201.06	8,804,114
第一汚泥計量槽 (真空脱水機)	鉄筋コンクリート造	11.34	
第二汚泥計量槽 (真空脱水機)	鉄筋コンクリート造	15.90	
第二曝気槽	鉄筋コンクリート造	604.16	12,474,475
第一地下 タンク貯蔵所	鉄筋コンクリート造 (外)・鉄板造(内)	4.95	
灯油タンク	鉄筋コンクリート造 (外)・鉄板造(内)	14.26	1,677,494
沈殿槽	鉄筋コンクリート造	256.16	3,933,568
ベルトコンベ ア ー 架 台	鉄骨造	49.13	5,500,000
炉液排水沈殿槽	鉄筋コンクリート造	43.70	15,120,000
塩素滅菌槽	鉄筋コンクリート造	85.80	623,948
希釈調整槽	塩化ビニール造	4.50	1,720,000
炉液排水ピット	鉄筋コンクリート造	7.94	1,650,000
塩酸防液堤	鉄筋コンクリート造	10.24	480,000
次亜塩素酸 ソーダ防液堤	鉄筋コンクリート造	10.89	1,450,000
合 計		1,827.28	

※ 定率法未償却残額表により算出した残存価格は、11,618,923円であるが、とする。

S34	38	0.100	540,000	
S43	38	0.113	323,262	H2 休止
S43	38	0.113	55,558	H2 休止
S43	38	0.113	114,672	
S43	38	0.113	360,465	H2 休止
S43	38	0.113	994,621	S59 休止
S43	38	0.113	994,864	S59 休止
S43	38	0.113		第5. 第6 消化槽付帯工事 H2 休止
S48	38	0.153		第7. 第8 消化槽付帯工事 H2 休止
S43	38	0.113	1,409,615	H2 休止
S34	38	0.100		第2・4 消化槽付帯工事 S62 廃止 (廃止届出済)
S51	38	0.183	306,981	H2 廃止
S43	38	0.113	444,493	H2 休止
S46	31	0.100	550,000	
S49	38	0.162	2,449,440	
S43	38	0.1137	70,506	H2 休止
S54	15	0.100	172,000	
S52	38	0.195	321,750	
S52	38	0.195	93,600	
S55	38	0.234	339,300	
			11,618,923	

解体・撤去を要するだけの不要施設であることから、引継財産としては、0円

資料 2

備品等一覧表

種 目	1	机 類		
番 号	品 名	規 格	数 量	備 考
1	両袖机		5	
2	片袖机		9	
3	平机		1	
6	会議用机	長型	11	
9	応接用テーブル		1	
13	OA用机		1	

種 目	2	椅子類		
番 号	品 名	規 格	数 量	備 考
2	回転椅子		18	
4	会議用椅子		20	
5	応接用椅子	ソファ	4	
9	折りたたみ椅子		7	

種 目	4	戸棚箱類		
番 号	品 名	規 格	数 量	備 考
2	ファイリングキャビネット	2段	1	
2	ファイリングキャビネット	4段	2	
7	スチール書庫		13	
12	パンフレットケース		2	
16	更衣ロッカー	3人用	4	
23	食器戸棚		1	
66	マップロッカー		1	
75	百葉箱		1	

種 目	5	架立掛類		
番 号	品 名	規 格	数 量	備 考
5	衝立	スチール	1	
8	新聞掛		1	

種 目	6	事務用機械類		
番 号	品 名	規 格	数 量	備 考
23	タイムレコーダー		1	
50	ワードプロセッサ		1	
53	パーソナルコンピュータ	ノート型	2	
61	プリンター		1	

種 目	7	冷暖房器具類		
番 号	品 名	規 格	数 量	備 考
1	ストーブ		5	
2	扇風機		5	
5	ルームエアコン		6	

種 目	8	標示用器具類		
番 号	品 名	規 格	数 量	備 考
1	黒板		1	
3	掛時計		2	

種 目	10	電気機器類		
番 号	品 名	規 格	数 量	備 考
1	洗濯機		3	
3	掃除機		1	
15	ウォータークーラー		1	

種目	11	通信機器類		
番号	品名	規格	数量	備考
12	ファクシミリ		1	

種目	12	音響照明機器類		
番号	品名	規格	数量	備考
2	テレビ		3	
10	カセットテープレコーダー		1	

種目	13	厨房機器類		
番号	品名	規格	数量	備考
2	ガスレンジ		1	
26	冷蔵庫		3	
34	湯沸器		1	

種目	14	写真光学機器類		
番号	品名	規格	数量	備考
44	モニターテレビ(監視操作機器含む)		1	

種目	18	試験測定機器類		
番号	品名	規格	数量	備考
2	デジタル温度計		1	
24	振動計		1	
34	PH測定器		1	
35	DO測定器		1	
36	固定型遠心器		1	
51	電子天秤		1	

68	定温乾燥器		1	
83	クランプ電流計		1	
88	排気扇		1	
99	自動接地抵抗測定器		1	
121	酸欠・硫化水素測定器		1	
128	酸欠・硫化水素ガステックポンプ測定器		2	
138	深井戸測定器		1	
149	蒸留器		1	

種目	19	工事、工作、作業機器類		
番号	品名	規格	数量	備考
1	電気ドリル		1	
15	塩化ビニール溶接器		1	
16	水中ポンプ	100V	2	
16	水中ポンプ	200V	1	
18	グラインダー		1	
19	チェンブロック		1	
21	万力		2	
24	はしご	アルミニ連	1	
29	芝刈機		1	
29	草刈機		1	
33	コンペアー		2	
42	エンジンヘッジトリマー		1	
48	蜂の巣		1	
85	チェーンソー		1	

種 目	20	車 両 類		
番 号	品 名	規 格	数 量	備 考
1	軽乗貨兼用自動車		1	
5	軽貨物自動車		1	
12	バキュームダンパー		1	重要備品
19	フォークリフト		1	重要備品
35	一輪車		3	

種 目	21	消 防、防 災 機 器 類		
番 号	品 名	規 格	数 量	備 考
1	安全帯		5	
7	ホースマスク		2	
15	消防ポンプ		1	

種 目	22	医 療 保 健 機 器 類		
番 号	品 名	規 格	数 量	備 考
6	空気呼吸器		2	
16	薬品棚		2	

債務及び貢献度費用

1 将来にわたる昭島市の債務

項 目	金額 (円)	内 訳
職員の身分移管に伴う退職手当相当額	86,900,000	平成16年度末における職員3名分
建物及び施設等解体・撤去に要する費用	251,330,000	施設全体を一括で解体・撤去
消化槽内等残留物撤去処理費用	98,730,000	施設解体前の処理費用
解散後の事務承継に要する費用	15,000,000	決算事務及び組合史作成事務
土壌調査に要する費用	6,540,000	東京都「環境確保条例」
合 計	458,500,000	

2 貢献度費用

帰属財産評価額の差額－将来にわたる昭島市の債務

= 337,870,000円

資料

覚 書

立川市（以下「甲」という。）及び昭島市（以下「乙」という。）は、立川・昭島衛生組合（以下「丙」という。）の解散に伴う協議結果の実施に関する覚書を次のとおり締結する。

(財産の引渡し)

第1条 甲及び乙に帰属することとなる土地、建物及びその他の財産については、すべて現状のまま引渡しするものとする。

(財産の登記)

第2条 甲及び乙は、丙所有財産の帰属を受けた場合、土地など関係機関に登記等の手続きを要するものについてはそれぞれ囑託によりこれを行うものとする。

(協定書の遵守)

第3条 甲及び乙は、別に協定書で定める財産評価額、債務及び貢献度費用について将来にわたり金額等の変更が生じた場合でもこれを遵守するものとする。

(瑕疵責任)

第4条 甲及び乙は、丙から帰属された財産について将来瑕疵が確認された場合、それぞれの責任によりこれを解決するものとする。

(承継事務の処理)

第5条 乙は、職員の配置等により承継事務の処理を行うものとする。

(将来の土地利用)

第6条 乙は、将来当該施設用地を利用して公園など公共施設を設置することとした場合には、甲の近隣住民も利用できるような措置を講ずるものとする。

(疑義等の決定)

第7条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成16年9月7日

立川市錦町三丁目2番26号

甲 立川市

代表者 立川市長 青木 久

昭島市田中町一丁目17番1号

乙 昭島市

代表者 昭島市長 北川 穰 一

資料

身分移管に関する協定書

立川市（以下「甲」という。）と昭島市（以下「乙」という。）及び立川・昭島衛生組合（以下「丙」という。）は、丙の解散に伴う職員の身分移管について協議が成立したので、次のとおり協定を締結する。

(職員の採用)

第1条 乙は、丙の職員3名及び再雇用職員2名（以下「職員等」という。）を平成17年4月1日付けで採用するものとし、甲はこれを了承する。

(採用後の措置)

第2条 乙は、前条により採用した職員等の処遇については、乙が定める条例、規則等に基づいた措置によりこれを行うものとする。

2 前項による場合、これら職員等の勤務先については当分の間、従前と同一とする。

(費用負担)

第3条 乙は、採用する職員3名の丙在職期間に伴う退職手当相当額については、平成16年9月7日に甲と締結した「立川・昭島衛生組合解散に伴う協定書」に基づき将来にわたる債務としてこれを負担するものとする。

(疑義等の決定)

第4条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙及び丙が記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成16年10月18日

立川市錦町三丁目2番26号

甲 立川市

代表者 立川市長 青木 久

昭島市田中町一丁目17番1号

乙 昭島市

代表者 昭島市長 北川 穰 一

昭島市郷地町三丁目3番1号

丙 立川・昭島衛生組合

管理者 青木 久

資料

清算事務に関する協定書

立川市（以下「甲」という。）と昭島市（以下「乙」という。）及

び立川・昭島衛生組合（以下「丙」という。）は、平成15年12月26日付けで締結した「立川・昭島衛生組合の解散に伴う財産処分等に関する確認書」に基づき、丙解散後の清算事務について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 丙の平成16年度予算の執行については、平成17年3月31日をもって打切りとなるため、丙解散後に請求される支払いについては、乙が清算事務として処理することを目的とする。

(項目及び金額)

第2条 丙解散後に請求が予想される項目及び金額は次のとおりとする。

項目	金額(円)
上下水道料金	5,000
電話料	15,000
複写機使用料	10,000
電気料金	600,000
下水道料金	3,870,000
合計	4,500,000

(支払事務)

第3条 乙は、前条に掲載する項目及び金額について、予算措置の上これを執行するものとする。

(費用負担)

第4条 丙は、第2条に掲載する金額を負担するものとし、乙の請求により平成17年3月31日までにその全額を乙指定の口座に振込むものとする。

(負担金の清算)

立川市長 青木 久
昭島市長 北川 穰一

地方自治法第288条の規定により、次のとおり立川・昭島衛生組合を、平成17年3月31日をもって解散するので、下記のとおりお届けいたします。

記

- 1 解散を必要とするに至った理由
別紙のとおり
- 2 添付書類
 - (1) 関係市の議決書の写し
 - (2) 議会の会議録関係部分の写し

以上

「別紙」

解散を必要とするに至った理由

立川・昭島衛生組合（以下「組合」という。）は、立川・昭島両市のし尿を共同処理することを目的に一部事務組合として昭和33年1月9日に設立し、昭和33年度に計画収集人口10万人、処理能力90キロリットル/日の加温式消化方式の処理施設を建設、昭和34年7月3日から操業を開始してまいりました。

その後、両市における人口の増加に伴う処理量に対応するため、四次にわたる処理施設の増設を行い処理能力330キロリットル/日の施設となり、昭和49年度には年間92,000キロリットル・306キロリットル/日処理のピークに達しました。

第5条 第2条に掲載する金額と第3条により執行した金額に過不足が生じた場合、又は第2条に掲載する項目に変更が生じた場合についても甲・乙及び丙はその清算を行わないものとする。

(疑義等の決定)

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲・乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書3通を作成し、甲・乙及び丙が記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成16年12月14日

立川市錦町三丁目2番26号

甲 立川市

代表者 立川市長 青木 久

昭島市田中町一丁目17番1号

乙 昭島市

代表者 昭島市長 北川 穰一

昭島市郷地町三丁目3番1号

丙 立川・昭島衛生組合

管理者 青木 久

資料

平成16年12月21日

立川・昭島衛生組合の解散届出書

東京都知事

石原 慎太郎 殿

しかしその後、多摩川上流処理場、北多摩1号処理場、北多摩2号処理場がそれぞれ運転開始になったことと立川市単独の下水処理場が建設されたことなどから両市の公共下水道整備が進み、組合のし尿処理量も大幅な減少傾向に向かうこととなりました。組合といたしましては、これら処理量の減少に合わせて一部施設の稼働を休止するなどの対応をし、現在は処理能力195キロリットル/日の施設で一部は予備施設であるため実際に稼働しているのは105キロリットル/日の施設であります。

また、平成15年度における処理量は56キロリットル/日で、両市の投入割合は立川市が約10パーセント、昭島市が約90パーセントと、大きく差が生じているところであります。この処理量は今後も減少していくことは明白なため、両市によるし尿の共同処理の必要性が問われることとなり協議を重ねた結果、昭島市は現有組合施設の有効利用により、立川市は新たに簡易な処理施設を建設し、それぞれ自区内処理を平成17年4月1日より行うことといたしました。

このことにより、組合がし尿を共同処理するといった目的が喪失することとなるため、平成17年3月31日をもって組合を解散するものであります。

資料

「組合規約の改正経過」

※一部縦書を横書に掲載している。

〔組合設立当初の規約〕

立川・昭島衛生処理組合規約

(昭和32年12月26日 規約第1号)

第1条 本組合は、立川・昭島衛生処理組合と称し、その組織及び

運営については、法令その他別段の定めがあるものを除く外、この規約の定めるところによる。

第2条 本組合は、左の市をもってこれを組織する。

立川市 昭島市

第3条 本組合は、し尿の終末処分に関する事務を共同処理することを目的とする。

第4条 本組合の事務所を、立川市役所内に置く。

第5条 本組合に、組合議会を置く。

組合議会議員（以下「議員」と称す。）は、各市議会に於て、その議員中から選挙する。但し、各市の議員中の1名は、市長を以てこれに充てる。

第6条 議員の定数は10名とし、各市から左の通り選出する。

立川市 6名 昭島市 4名

第7条 議員の任期は、市長及び市議会議員の任期による。

議員がその資格の要件を有しなくなったときはその職を失う。議員に欠員を生じたときはその欠員の属する市議会に於て補欠選挙を行わなければならない。

補欠議員は、前任者の残任期間在任する。

第8条 議会は、議員の中から議長及び副議長1名を選挙する。議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

議長事故あるときは、副議長がその職務を行う。

第9条 議会に、常任委員会を置く。

常任委員会の定数は、各市組合議会議員中より2名宛とし、内1名は、議員たる各市長を以てこれに充てる。

第10条 常任委員の中から、委員長、副委員長1名を互選する。

委員長、副委員長の任期は、議員の任期による。

委員長事故あるときは、副委員長その職務を行う。

第11条 常任委員会は、議会の常置機関とし、組合の運営上急を要する事項その他本委員会に於て必要と認めたる事項を審議する。

第12条 本組合に管理者及び収入役1名を置く。

管理者は、議会に於て市長の中からこれを選挙する。その任期は市長の任期による。

収入役は議会の同意を得て管理者がこれを任命する。

第13条 本組合に左の職員を置き、管理者がこれを任免する。

主事 書記 処理場勤務者

職員の定数については、別に条例をもって定める。

主事は、管理者の命を受けて事務を掌り、管理者に故障あるときはその職務を行う。

書記は、上司の命を受けて庶務に従事する。

第14条 管理者、収入役、議員の報酬及び費用弁償の額並びに前条の職員の給料並びに旅費額及びその支給方法は、議会の議決を経て別に之を定める。

第15条 本組合の経費は、両市の分賦金及びその他の収入を以て之に充てる。

第16条 分賦金の割合は左の通りとする。

立川市 60% 昭島市 40%

臨時に要する費用については、議会の議決を経て、その都度これを定める。

第17条 本規約中、組合議会及び組合管理者に関しては、地方自治法に於ける市議会並びに市長に関する規定、その他の職員に関しては、地方自治法並びに地方公務員法に於ける市吏員の規定を準用するものとする。

附 則

この規約は、昭和33年1月9日からこれを施行する。

(改正 昭和33年4月1日規約第1号)

立川・昭島衛生処理組合格約の一部を次のように改めるものとする。

第6条中「10名」とあるを「12名」に「4名」とあるを「6名」に改める。

第16条第1項を次のように改める。

「分賦金の割合は、し尿処理石数に応じて定める。」

附 則

- 1 この規約は、昭和33年4月1日から施行する。
- 2 規約第16条の規定にかかわらずし尿消化槽建設に要する経費のうち一般財源充当額については立川市6、昭島市4の割合で負担する。

(改正 昭和42年4月1日規約第1号)

立川・昭島衛生処理組合格約の一部を、つぎのように改正する。

第1条中「称し、」を「いい、」に、「及び」を「および」に、「別段の」を「別に」に改める。

第2条をつぎのように改める。

第2条 本組合は、立川市並びに昭島市をもって組織する。

第4条中「事務所を、」の下に「立川市錦町三丁目2番26号」を加える。

第5条第1項中「組合議会」の下に「(以下「議会」という。)」を加え、同条第2項をつぎのように改める。

組合議会議員（以下「議員」という。）の定数は12人とし、各市からつぎのとおり選出する。

立川市 6人

昭島市 6人

第6条をつぎのように改める。

第6条 議員は、各市議会においてその議員の中から選挙する。ただし、議員の1人は、市長をもってあてる。

第7条第1項中「及び」を「および」に改め、同条第2項中「有しなくなったときは」を「有しなくなったときは、」に改め、同項中「議員に欠員を生じたときはその欠員の属する市議会に於て補欠選挙を行わなければならない。」を削り、同条第3項を第4項とし、第2項のつぎに、つぎの1項を加える。

議員に欠員を生じたときは、その欠員の属する市議会において補欠選挙を行わなければならない。

第8条第1項中「及び」を「および」に「1名」を「1人」に改め、「議長及び副議長の任期は、議員の任期による。」を削り、同条第2項を第3項とし、第1項のつぎに、つぎの1項を加える。

議長および副議長の任期は、議員の任期による。

第8条第3項中「議長事故」を「議長に事故が」に改める。

第9条第2項中「各市組合議会議員中より2名宛」を「議員中各市から2人」に「1名」を「1人」に「各市長を以てこれに充てる。」を「市長をもってあてる。」に改める。

第10条から第11条を、つぎのように改める。

第10条から第11条 削除

第12条第1項中「及び収入役を1名」を「、助役および収入役（以下「管理者等」という。）1人」に改め、同条第2項中「於て市長

の中からこれを」を「おいて市長の中から」に改め、「その任期は市長の任期による。」を削り、同条第3項を第4項とし、第2項のつぎに、つぎの1項を加える。

管理者の任期は、市長の任期による。

第12条第4項中「収入役」を「助役および収入役」に、「これを任命」を「選任」に改める。

第12条のつぎに、つぎの1条を加える。

第12条の2 本組合に、監査委員を置く。

監査委員の定数は2人とし、選任その他必要な事項は、別に条例をもって定める。

第13条を、つぎのように改める。

第13条 本組合に、書記および処理場勤務者（以下「職員」という。）を置く。

職員の定数および職務については、別に条例をもって定める。

第14条を、つぎのように改める。

第14条 議員、監査委員に支給する報酬および費用弁償の額並びにその支給方法は、別に条例をもって定める。

管理者等に支給する報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法は、別に条例を持って定める。

職員に支給する給料、手当および旅費の額並びにその支給方法は、別に条例をもって定める。

第15条中「両市」を「各市」に改め、「及び」を削り、「以て之に充てる。」を「もって支弁する。」に改める。

第16条第1項中「し尿処理石数」を「し尿の処理量」に改め、同条第2項中「これを定める。」を「定める。」に改める。

第17条を、つぎのように改める。

第17条 削除

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

(改正 昭和44年3月25日規約第1号)

立川・昭島衛生処理組規約(昭和32年規約第1号)の一部を、つぎのように変更する。

第16条を、つぎのように改める。

第16条 本組合の分賦金は、つぎの各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理運営費は、し尿の処理量に応じて定めた額
- (2) し尿消化そう建設に要する経費のうち一般財源充当額は、立川市100分の60、昭島市100分の40の割合による額。ただし、これと異なる割合で負担する場合には、議会の議決により定めた割合による額
- (3) 前各号のほか、臨時に要する費用は、議会の議決を経てその都度定めた額

附則第2項を削る。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。ただし、第16条第2号ただし書の改正規定は、昭和42年度分から適用する。

(改正 昭和46年2月23日規約第1号)

立川・昭島衛生処理組規約の一部を、つぎのように変更する。
題名をつぎのように改める。

立川・昭島衛生組規約

第1条中「立川・昭島衛生処理組合」を「立川・昭島衛生組合」

に、「外」を「ほか」に改める。

第2条中「並びに」を「および」に改める。

第4条中「、立川市錦町三丁目2番26号立川市役所内」を「昭島市郷地町754番地」に改める。

第12条第4項中「収入役は」の下に「、各市の助役および収入役の中から」を加え、同条につきの1項を加える。

第3項の規定は、助役および収入役の任期について準用する。

第13条第1項中「書記および処理場勤務者」を「吏員その他の職員」に改める。

第14条第1項中「、監査委員」を「および監査委員」に、「並びに」を「ならびに」に改め、同条第3項中「並びに」を「ならびに」に改める。

第17条を削る。

附 則

この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

(改正 昭和49年3月25日規約第1号)

立川・昭島衛生組規約の一部を次のように変更する。

第6条ただし書中「ただし」の下に「、管理者たる市長を除き」を加える。

第12条の2第1項中「監査委員」の下に「2人」を加え、同条第2項を次のように改める。

監査委員は、知識経験を有する者1人および議員の中から1人を議会の同意を得て、管理者が選任する。

第12条の2に次の1項を加える。

監査委員の任期は、知識経験を有する者の中から選任されるも

のあつては3年、議員の中から選任される者にあつては議員の任期による。

附 則

- 1 この規約は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 この規約施行の際現に監査委員である者の任期は、改正後の立川・昭島衛生組合理約第12条の2第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(改正 昭和50年2月12日規約第1号)

立川・昭島衛生組合理約の一部を次のように変更する。
第12条の2第3項中「3年」を「4年」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

(改正 昭和60年8月1日規約第1号)

立川・昭島衛生組合理約の一部を次のように変更する。
第4条中「昭島市郷地町754番地」を「昭島市郷地町三丁目3番1号」に改める。

附 則

この規約は、昭和60年8月1日から施行する。

(改正 昭和62年4月1日規約第1号)

立川・昭島衛生組合理約の一部を次のように変更する。
第2条中「昭島市」の下に「(以下「組織市」という。)」を加える。
第4条中「昭島市郷地町三丁目3番1号」を「東京都昭島市郷地町三丁目3番1号」に改める。

第5条第2項を次のように改める。

議会の議員(以下「議員」という。)の定数は、8人とし、組織市から各4人を選出する。

第6条本文中「各市議会」を「組織市の議会」に改め、同条ただし書を削る。

第7条第1項中「市長および市議会議員」を「組織市の議員」に改め、同条第2項中「その資格の要件を有しなくなった」を「組織市の議員の職を失った」に改め、同条第3項中「その欠員の属する市議会において」を「その前任議員の属する組織市の議会は、速やかに」に改め、同条第4項を削る。

第8条第3項中「とき」の下に「または議長が欠けたとき」を加える。

第9条から第11条までを次のように改める。

第9条から第11条まで 削 除

第12条第1項中「助役」を「副管理者」に、「(以下「管理者等」という。)1人」を「各1人」に改め、同条第2項中「管理者」の下に「および副管理者」を加え、「議会において市長」を「組織市の長」に、「選挙」を「互選」に改め、同条第3項中「管理者」の下に「および副管理者」を加え、「市長」を「組織市の長」に改め、同条第5項中「助役および」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項中「助役および」を削り、「各市」を「組織市」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるときまたは管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

第13条を次のように改める。

第13条 本組合に事務局を置く。

事務局に所長その他の職員を置き、管理者が任免する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条中「各市の分賦金」を「組織市の負担金」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「分賦金」を「負担金」に、「定める」を「掲げる」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 削除

第16条第3号中「前各号のほか、」を削る

附 則

- 1 この規約は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この規約施行の際現に議員の職にある者の任期が満了するまでの間は、この規約による変更後の立川・昭島衛生組合同規約第5条第2項の規定にかかわらず、組織市において選出する議員の数は、なお従前の例による。

(改正 平成4年4月23日規約第1号)

立川・昭島衛生組合同規約の一部を次のように改正する。

第12条の2中「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

[組合解散時の規約]

立川・昭島衛生組合同規約

(昭和32年12月26日 規約第1号)

改正 昭和33年4月1日規約第1号 昭和42年4月1日規約第1号

昭和44年3月25日規約第1号 昭和46年2月23日規約第1号
昭和49年3月25日規約第1号 昭和50年2月12日規約第1号
昭和60年8月1日規約第1号 昭和62年4月1日規約第1号
平成4年4月23日規約第1号

第1条 本組合は、立川・昭島衛生組合といい、その組織および運営については、法令その他別に定めがあるものを除くほか、この規約の定めるところによる。

第2条 本組合は、立川市および昭島市（以下「組織市」という。）をもって組織する。

第3条 本組合は、し尿の終末処分に関する事務を共同処理することを目的とする。

第4条 本組合の事務所を東京都昭島市郷地町三丁目3番1号に置く。

第5条 本組合に、組合議会（以下「議会」という。）を置く。議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、8人とし、組織市から各4人を選出する。

第6条 議員は、組織市の議会においてその議員の中から選挙する。

第7条 議員の任期は、組織市の議員の任期による。

議員が組織市の議員の職を失ったときは、その職を失う。

議員に欠員を生じたときは、その前任議員の属する組織市の議会は、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

第8条 議会は、議員の中から議長および副議長1人を選挙する。

議長および副議長の任期は、議員の任期による。

議長に事故があるときまたは議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

第9条から第11条まで 削除

第12条 本組合に管理者、副管理者および収入役各1人を置く。

管理者および副管理者は、組織市の長の中から互選する。

管理者および副管理者の任期は、組織市の長の任期による。

副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるときまたは管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

収入役は、組織市の収入役の中から議会の同意を得て管理者が選任する。

第3項の規定は、収入役の任期について準用する。

第12条の2 本組合に、監査委員2人を置く。

監査委員は、識見を有する者1人および議員の中から1人を議会の同意を得て、管理者が選任する。

監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任されるものにあつては4年、議員の中から選任される者にあつては議員の任期による。

第13条 本組合に事務局を置く。

事務局に所長その他の職員を置き、管理者が任免する。

第14条 削除

第15条 本組合の経費は、組織市の負担金その他の収入をもって支弁する。

第16条 本組合の負担金は、つぎの各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理運営費は、し尿の処理量に応じて定めた額
- (2) 削除
- (3) 臨時に要する費用は、議会の議決を経てその都度定めた額

附 則

この規約は、昭和33年1月9日からこれを施行する。

附 則

1 この規約は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。ただし、第16条第2号ただし書の改正規定は、昭和42年度分から適用する。

附 則

この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、昭和49年4月1日から施行する。

2 この規約施行の際現に監査委員である者の任期は、改正後の立川・昭島衛生組合同規約第12条の2第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この規約施行の際現に議員の職にある者の任期が満了するまでの間は、この規約による変更後の立川・昭島衛生組合同規約第5条第2項の規定にかかわらず、組織市において選出する議員の数は、なお従前の例による。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。